



交付運用報告書（償還報告書）

作成対象期間

第11期

(2018年1月1日～2018年12月31日（償還日）)

第11期末	
1口当たり純資産価格	70.00米ドル
純資産総額	632,143.67米ドル
第11期	
騰落率	-29.11%
1口当たり分配金額	該当事項はありません。

(注) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドに分配金の支払実績はありません。

その他記載事項

運用報告書（全体版）は代行協会のウェブサイ
ト (<http://www.aizawa.co.jp/>) の投資信託情報ペ
ージにて電磁的方法により提供しています。

ファンドの運用報告書（全体版）は受益者の方
からのご請求により交付されます。交付をご請求
される方は、販売会社までお問い合わせください。

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し
上げます。

さて、フィリップ・アイザワ・トラスト・イン
ドネシアファンド（以下「ファンド」といい
ます。）は、このたび、第11期の決算を行いま
した。

ファンドの投資目的は、インドネシア関連の
株式および株式関連証券（ワラントおよび転
換証券を含みます。）に分散投資することによ
り、中・長期における元本の成長を実現する
ことです。当期につきましてもそれに沿った
運用を行いました。ここに、運用状況をご報
告申し上げます。

また、ファンドは2018年12月31日付で早期償
還しましたことをお知らせ致します。

管理会社

 **FCインベストメント・リミテッド**
(FC Investment Ltd.)

代行協会員

藍澤證券株式会社

当期の1口当たり純資産価格等の推移について



第10期末の1口当たり純資産価格

98.74米ドル

第11期末の1口当たり純資産価格

70.00米ドル
(分配金額：該当事項はありません。)

騰落率

-29.11%

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期のファンドのリターンは-29.11%（米ドル・ベース）でした。大きなマイナス要因となったのはエネルギー（石炭関連）と消費セクターで、大手の金融と公益事業はこれらよりも持ちこたえました。パフォーマンスが大きく低下したのは、資金の規模の縮小により運用経費が増加したためでした。

(注1) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

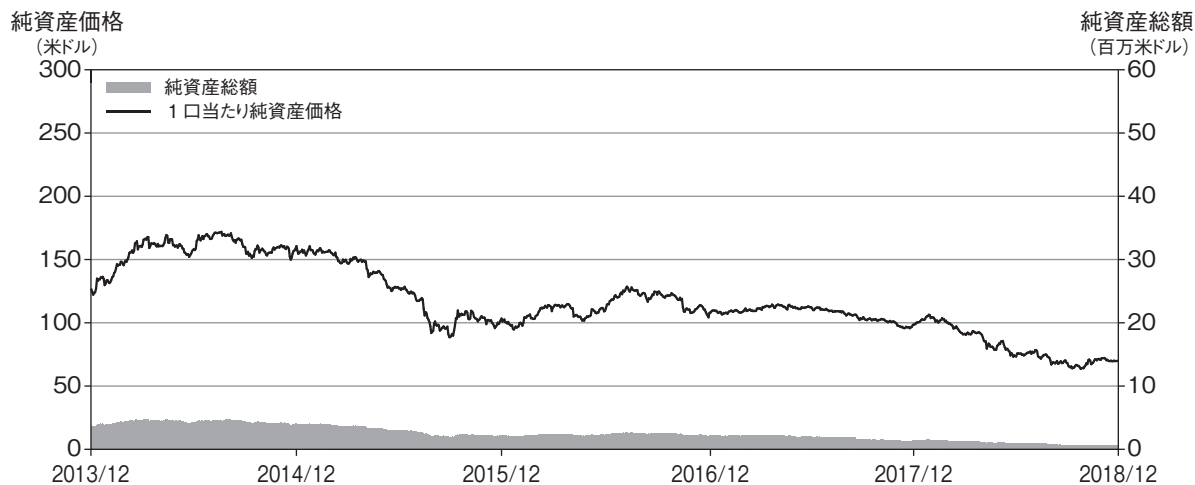
(注2) ファンドにベンチマークは設定されていません。

費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬	ファンドの純資産総額に対して年率0.10%	ファンド資産の管理・運用業務
受託報酬 (管理事務代行会社報酬および保管業務報酬を含みます。)	・ ファンドの純資産総額に対して年率0.125%（毎月最低2,000米ドル） ・ ファンドの登録事務代行業務に関して、年3,500米ドルを超えない額	ファンドの受託業務および登録事務代行業務ならびにファンド資産の管理事務代行業務および保管業務
投資運用報酬	・ ファンドの純資産総額に対して年率0.70% ・ 以下の実績報酬 実績報酬 = (受益証券の1口当たり純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 10% × 当該四半期末の発行済受益証券口数	ファンド資産の運用業務
代行協会員報酬	ファンドの純資産総額に対して年率0.20%	1口当たり純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売会社に送付する等の業務
販売報酬	ファンドの純資産総額に対して年率0.50%	口座内でのファンドの事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等
その他の費用 (当期)	14.46%	監査報酬、弁護士および専門家報酬、源泉税、委託費用ならびにその他費用

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

最近5年間の1口当たり純資産価格等の推移について



	第6期末 2013年 12月末日	第7期末 2014年 12月末日	第8期末 2015年 12月末日	第9期末 2016年 12月末日	第10期末 2017年 12月末日	第11期末 2018年 12月末日
1口当たり純資産価格 (米ドル)	126.61	160.64	103.44	107.98	98.74	70.00
1口当たり分配金額 (米ドル)	—	該当事項はありません。				
騰落率 (%)	—	26.88	−35.61	4.39	−8.56	−29.11
純資産総額 (米ドル)	3,800,974.25	4,117,159.14	2,258,299.82	2,206,285.18	1,447,962.92	632,143.67

(注) ファンドにベンチマークおよび参考指数は設定されていません。

投資環境について

インドネシアの主要指標であるジャカルタ総合指数（「JCI指数」）で測定した当期のインドネシア市場のリターンは-2.5%でした（米ドル・ベースでは-8.8%）。

インドネシア市場は滑り出しは好調でしたが、当期を通じて存在したリスク回避姿勢からの影響を受けました。市場は相次ぐリスクに見舞われ、まず米連邦準備制度理事会による金利上昇が懸念され、続いて米中間の貿易摩擦が顕在化し、当期を通じて解決策が見当たらないまま過熱化したようでした。資金の流出によりルピアが下落し、不透明感がさらに強まりましたが、このような状況は利上げに対して脆弱なインドネシアではよくみられることです。

ポートフォリオについて

ファンドは、長期的に見て競合優位に立ち、適正な価格水準にある主要企業を中心とする運用を続けました。例えば、大手の銀行、テレコムニカシ・インドネシアやペルサハーン・ガス・ネガラ等の公益事業、インドフード・サクセス・マクムール等の大手消費ブランド、セメン・インドネシア（ペルセロ）等の主要インフラ・セクターを保有しました。これらの銘柄を中心にポートフォリオを構成しました。

分配金について

該当事項はありません。



今後の運用方針

ファンドは2018年12月31日をもちまして早期償還となりました。受益者の皆様におかれましては、ファンドを長きに渡ってご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。



お知らせ

ファンドの純資産総額が減少したことに伴い、ファンドの運用方針に沿った運用の継続が困難な状況になったため、管理会社は、受託会社との協議の上、2018年12月31日をもってファンドを早期償還いたしました。

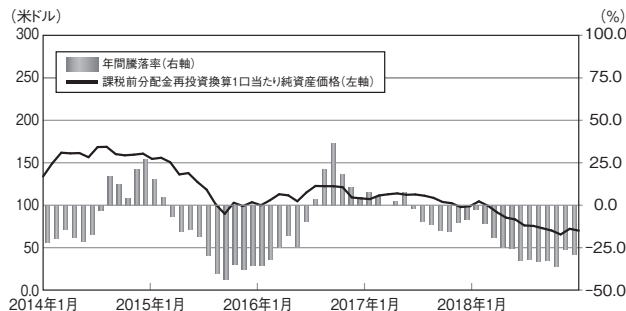
ファンドの概要

ファンド形態	ケイマン籍／契約型／外国投資信託（米ドル建て）
信託期間	ファンドは後記「繰上償還」に記載されるいずれかの事態が発生した場合を除き、2107年12月31日まで存続するとしておりましたが、2018年12月31日付で早期償還致しました。なお、ファンドは2008年1月11日に運用が開始されました。
繰上償還	ファンドは、下記の場合等に解散されます。 1. 受託会社と管理会社が合意した場合 2. 受益者集会において決議された場合 3. ファンドの純資産総額が500万米ドル以下になり、管理会社がファンドを終了する旨をファンドの受益者に3か月前に書面で通知することを決定した場合 この他の解散事由については目論見書をご覧ください。
運用方針	ファンドの投資目的は、インドネシア関連の株式および株式関連証券（ワラントおよび転換証券を含みます。）に分散投資することにより、中・長期における元本の成長を実現することです。
主要投資対象	以下のインドネシア関連の株式および株式関連証券（ワラントおよび転換証券を含みます。） a) インドネシアの公認の証券取引所に上場している企業により発行されたもの。 b) インドネシアにおいて設立された企業、またはインドネシアにおいて主たる事業を営むか、もしくはその事業においてインドネシア経済の影響を受け、かつインドネシア以外の証券取引所に上場している企業により発行されたもの。 c) 将来インドネシアにおいて業務を遂行する可能性を有し、かつインドネシア以外の証券取引所に上場している企業により発行されたもの。
ファンドの運用方法	投資運用会社は、グロース（成長）投資の手法を採用し、従来の考え方にとらわれることなく、継続的に新たなトレンド、割安成長期待株および割安企業を探し、投資を試みます。投資運用会社は、インドネシア経済の高まる自由化の恩恵を受ける企業に出資するよう努めます。ファンドは、方針として、投資先の企業に対する支配権を求めることはしません。
主な投資制限	1. 空売りは、金融デリバティブ取引から生じた場合にのみ認められます。 2. (1) 純資産総額の10%を超えない部分については、取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象に投資することができます。 (2) ファンドが新規公開株に投資を行う場合、上記(1)に定める投資対象および新規公開株の価額の合計は、純資産総額の15%を超えないものとします。 3. ヘッジまたはリターン補完の目的で、上場金融デリバティブ商品に投資することもできます。かかる投資は、純資産総額の15%に制限されます。 この他の投資制限については目論見書をご覧ください。
分配方針	管理会社は、その単独の裁量により、ファンドの収益ならびに実現および未実現キャピタル・ゲインの分配を行うことができます。分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。管理会社は、現在、分配金の支払を予定していません。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

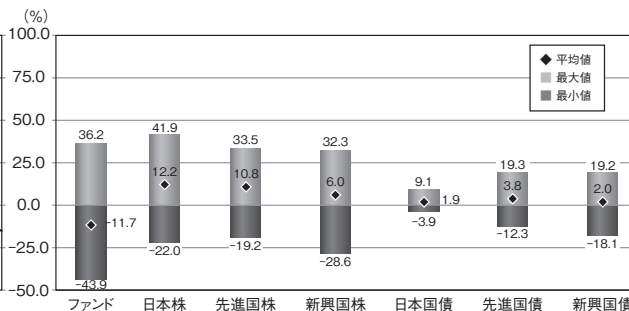
ファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2014年1月～2018年12月の5年間におけるファンドの課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に
FC インベストメント・リミテッドが作成

- ※課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格は 1 口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における課税前分配金再投資換算 1 口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドの年間騰落率は、ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその 1 年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
- ※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の 5 年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

日 本 株…TOPIX（配当込み）

先進国株…ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…BBG バークレイズ E1 年超日本国債指数

先進国債…FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE 新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよび S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

FTSE 世界国債インデックスおよび **FTSE 新興国市場国債インデックス**は FTSE Fixed Income LLC により算出および公表されている債券インデックスです。



ファンドデータ

ファンドの組入資産の内容

(第11期末現在)

・組入上位資産

2018年12月31日現在、有価証券等の組入れはありません。

純資産等

項 目	第11期末
純資産総額	632,143.67米ドル
発行済口数	9,030口
1口当たり純資産価格	70.00米ドル

第11期		
販売口数	買戻口数	発行済口数
148	5,782	9,030
(148)	(5,782)	(9,030)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。